

## 佐賀市一般廃棄物処理実施計画

本計画は、佐賀市一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正な一般廃棄物行政の推進を図り「市民の生活を支える快適な環境を創る」ため、令和8年度に実施する一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理の計画を体系的に示したものである。

令和8年4月

佐賀県 佐賀市

## 目 次

### 【ごみ処理実施計画】

1	一般廃棄物（ごみ）処理について	1
2	一般廃棄物の排出状況	1
	(1) 計画区域の状況	1
	(2) 一般廃棄物の区分（市の処理施設で処分できるもの）	2
	(3) 一般廃棄物の区分（市の処理施設で処分できないもの）	2
	(4) 一般廃棄物発生量の見込み	3
3	一般廃棄物の処理主体及び処理形態	4
	(1) 処理主体	4
	(2) 処理形態（中間処理及び最終処分）	4
4	処理計画	4
	(1) ごみの排出抑制・再資源化計画	4
	ア 排出抑制等の方法	4
	イ 再資源化の方法及び量	6
	ウ 資源物回収団体奨励	7
	エ 佐賀市廃食用油回収事業	7
	オ 小型家電リサイクルの推進	7
	カ プラスチック分別リサイクル事業	8
	(2) 収集・運搬計画	8
	ア 収集・運搬量	8
	イ 家庭系ごみ	8
	ウ 動物の死体	8
	エ 事業系ごみ	9
	オ 一般廃棄物（ごみ）処理業許可業者の状況	9
	カ 既存の許可業者への対応	9
	キ 一般廃棄物収集運搬業の許可について	9
	ク 許可車両の増車について	10
	ケ 在宅医療廃棄物の適正処理について	10
	(3) 中間処理計画	10
	ア 処理施設の概要	10
	イ 関連施設の概要	11
	ウ 廃食用油の処理	11
	エ 剪定枝等の処理	11

オ 焼却残渣の資源化	1 2
(4) 中継基地	1 2
(5) 最終処分計画	1 2

## 【生活排水処理実施計画】

1 生活排水の排出状況及び処理主体	1 4
2 一般廃棄物（し尿）処理について	1 4
3 一般廃棄物発生量の見込み	1 4
4 一般廃棄物の処理主体及び処理形態	1 5
(1) 処理主体	1 5
(2) 処理形態（中間処理及び最終処分）	1 6
(3) 自家処分	1 7
5 処理計画	1 7
(1) し尿及び浄化槽汚泥の排出抑制	1 7
(2) 収集・運搬計画	1 7
ア 収集・運搬	1 7
イ 一般廃棄物（し尿）処理業許可業者の状況	1 8
ウ 一般廃棄物（し尿）収集運搬業の許可について	1 8
エ 許可車両の台数について	1 8
(3) 中間処理計画	1 9
ア 処理施設の概要	1 9
(4) 最終処分計画	1 9
別表 1 し尿収集運搬許可業者地区割り表	2 0
別表 2 浄化槽汚泥収集運搬許可業者地区割り表	2 1

## 【ごみ処理実施計画】

### 1 一般廃棄物（ごみ）処理について

本市は、平成17年10月1日と平成19年10月1日の市町村合併に伴い、ごみ処理施設の統廃合を順次行うとともに、ごみ処理方法（指定袋の料金、地域区分、ごみの区分、ごみの収集日、ごみの直接搬入等）の統一を図ってきた。令和6年3月末に諸富町・三瀬地区のごみ処理を行っていた脊振広域クリーンセンターが閉鎖したことに伴い、令和6年4月から、佐賀市全域のごみ処理を佐賀市清掃工場で行っている。

### 2 一般廃棄物の排出状況

(1) 計画区域の状況（令和7年度は9月30日現在、令和8年度は9月30日の推計）

区 分		区 域	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km <sup>2</sup> )
計画 区域	令和7年度実績	佐賀地区	159,121	76,975	103.76
		諸富町	9,604	4,332	12.02
		大和町	23,414	10,030	55.42
		富士町	3,053	1,393	143.25
		三瀬地区	1,052	477	40.70
		川副町	14,673	6,333	46.49
		東与賀町	7,428	2,961	15.39
		久保田町	7,218	3,017	14.39
		計	225,563	105,518	431.81
	令和8年度計画	佐賀地区	158,542	77,576	103.76
		諸富町	9,464	4,374	12.02
		大和町	23,486	10,165	55.42
		富士町	2,952	1,383	143.25
		三瀬地区	1,006	469	40.70
		川副町	14,541	6,472	46.49
		東与賀町	7,250	2,951	15.39
		久保田町	7,166	3,047	14.39
計		224,407	106,437	431.81	

注) 計画区域内における面積は、本市と隣接する神埼市との境界の一部に未確定部分があることなどから参考値であり、計画区域の面積合計と佐賀地区及び各町村の面積合計は一致しない。

(2) 一般廃棄物の区分（市の処理施設で処理できるもの）

区 分	内 容
燃えるごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭から排出される生ごみ、木くず、廃プラスチック及び再生不可能な紙くず並びにこれらと質的に同等なもの</li> <li>・事業活動から排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの</li> </ul>
燃えないごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭から排出される金属類、陶磁器、ガラス製品及び小型電化製品並びにこれらと質的に同等なもの</li> <li>・事業活動から排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの</li> </ul>
資源物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭から排出されるビン・缶類、紙・布類及びペットボトル</li> <li>・事業活動から排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの</li> </ul>
廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭から排出される植物性油</li> <li>・事業活動から排出される植物性油で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のものとして、市長が特に認めるもの</li> </ul>
プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭から排出されるプラスチック類で、リサイクルに支障のない質及び量のもの</li> </ul>
電池類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭から排出される乾電池、コイン電池、ボタン電池、充電式電池（モバイルバッテリー含む）及び充電電池一体型製品（電気シェーバー、電動歯ブラシ、電子タバコなど）</li> </ul>
蛍光管・水銀体温計等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭から排出される蛍光管及び水銀体温計等</li> </ul>
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭から排出されるもので市が指定する指定袋に入らない大きさの大型家具、寝具、電化製品及び自転車並びにこれらと質的に同等なもの</li> <li>・事業活動から排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの</li> </ul>
動物の死体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬、猫及びこれらに類する小動物の死体。ただし、畜産業から排出される死体（産業廃棄物）を除く。</li> </ul>

(3) 一般廃棄物の区分（市の処理施設で処分できないもの）

市の処理施設で処分できない処理困難物については、排出者が自ら各品目の販売店や取扱店等に依頼して処理してもらう。

また、排出禁止物については、資源有効利用促進法やメーカー等で指定された再生の方法に従って適正に処理しなければならない。

特別管理一般廃棄物については、品目に応じて国（環境大臣）の定める処分又は再生の方法に従って適正に処理しなければならない。

産業廃棄物については、産業廃棄物の処理業者に依頼して適正に処理しなければならない。

区 分	内 容	
処理困難物	有害性のあるもの 危険性のあるもの 著しく悪臭を発するもの	ガスボンベ類、石油類、火薬類、農薬、塗料、バッテリー、工業薬品、在宅医療に伴う針類等
	その他の適正処理が困難なもの	タイヤ、自動車（部品を含む）、バイク（50 cc超のもの）、耐火金庫、ピアノ、仏壇、消火器、薬品類、建築廃材、塩化ビニール製品、木の根、土砂類等
排出禁止物	一般廃棄物のうち、再生資源の利用促進を図るため、再生利用の必要が認められるもの	パソコン、パソコン用モニター 家電4品目（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫等）
特別管理一般廃棄物	一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの	
産業廃棄物	事業活動から排出される燃え殻、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類等その他法令で定めるもの。ただし、市長が搬入を認めるものを除く。	

(4) 一般廃棄物発生量の見込み

(単位：トン)

区 分		令和8年度計画量	搬入施設	
燃えるごみ	家庭系ごみ	37,238	佐賀市清掃工場 ※ただし、資源物（ビン・缶）は一部 （佐賀資源化センター）へ搬入分あり。	
	事業系ごみ	25,573		
燃えないごみ	家庭系ごみ	1,466		
	事業系ごみ	13		
資源物	家庭系ごみ	4,404		
	事業系ごみ	116		
廃食用油	家庭系ごみ	60		
	事業系ごみ	50		
プラスチック	家庭系ごみ	40		市内一時保管施設
電池類	家庭系ごみ	13		佐賀市清掃工場
蛍光管・体温計	家庭系ごみ	4		
粗大ごみ	家庭系ごみ	3,216		
	事業系ごみ	195		
計	家庭系ごみ	46,441		
	事業系ごみ	25,947		
	合計	72,388		

### 3 一般廃棄物の処理主体及び処理形態

#### (1) 処理主体

区 分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	佐賀市 (直営・委託)	佐賀市 (直営・委託)	佐賀市 (直営・委託)
事業系ごみ	事業者 (許可業者)	佐賀市 事業者	佐賀市 事業者

#### (2) 処理形態（中間処理及び最終処分）

区 分	処 理 方 法		備 考
	中間処理	最終処分	
燃えるごみ	直営	直営	焼却後、資源化又は埋立て
燃えないごみ	直営	直営	選別後、破砕、資源化又は埋立て
資源物	直営	直営	選別後、資源化、焼却又は埋立て
廃食用油	委託	委託	高品質バイオディーゼル燃料に資源化
プラスチック	委託	委託	選別後、民間リサイクル業者で資源化
電池類	委託	委託	一定量を保管後、民間リサイクル業者で資源化
蛍光管・体温計	委託	委託	一定量を保管後、民間リサイクル業者で資源化
粗大ごみ	直営	直営	破砕後、資源化、焼却又は埋立て

### 4 処理計画

#### (1) ごみの排出抑制・再資源化計画

##### ア 排出抑制等の方法

ごみの排出抑制及び再資源化を図るために市民、事業者及び行政が以下の方策に取り組む。

《市 民》

- 1 製品購入の際は計画的購入を実践し、過剰購入や使い捨て製品の購入を控える。
- 2 詰め替え製品や簡易包装等の製品を選択する。
- 3 長期耐久性製品の選択により、ごみ排出回数の減少に努める。
- 4 家庭版3010運動として設定した「もったいないデー（毎月30日と10日）」の実践を始め、普段から、家庭から出る食品ロス削減に努める。
- 5 てまえどり、3010運動の実践や食品削減マッチングサービス「SAGAタベスケ」の利用など、事業所から出る食品ロスの削減に協力する。
- 6 マイバックやマイボトルの利用に努め、レジ袋やペットボトル等のプラ

スティックの排出削減に協力する。

- 7 生ごみ処理容器等を利用し自家処理するなど、ごみの減量に努める。
- 8 資源物の集団回収やスーパー等での食品トレイ回収、協力店での古着回収等に積極的に参加し、ごみの減量に努める。
- 9 中古品・再生品及び環境配慮型製品の購入に努めるとともに、ごみとなるものの再利用、再使用等に努める。
- 10 本市が行う『廃食用油リサイクル事業』及び『剪定枝リサイクル事業』に積極的に参加し、有効利用を図る。
- 11 ごみの分別を徹底し、ごみの減量及び資源の有効利用を図るとともに、分別収集や有料指定袋制度等の本市が取り組む施策に協力する。

#### 《事業者》

- 1 使い捨て製品の製造、販売及び過剰包装の自粛や見直し等、ごみの減量に努める。
- 2 ごみが出ない、又は少量のごみしか発生しない商品の製造及び販売に努める。
- 3 てまえどりPOPの掲示や食品ロス削減マッチングサービス「SAGAタベスケ」の利用、3010運動の推進など、食品ロス削減の取り組みを実践する。
- 4 生ごみ処理機等の利用を図り、ごみの減量に努める。
- 5 マイバックやマイボトル持参を推進するなど、レジ袋やペットボトル等のプラスチックの排出削減を推進する。
- 6 事業所から排出されるごみに関して、ごみ減量に関するマニュアル又はごみ減量化計画書の作成、環境ISOやエコアクション21の取得などを積極的に実践する。
- 7 中古品・再生品及び環境配慮型製品の購入に努めるとともに、ごみとなるものの再利用、再使用等に努める。
- 8 コピー用紙等は、両面の使用やメモ用紙に使用する等、有効利用を図る。
- 9 製造、販売等の事業から生じるごみの再使用及び再生利用に努める。
- 10 シュレッダー紙等難古紙の資源化に努める。
- 11 ごみの分別を徹底し、ごみの減量及び資源の有効利用を図るとともに、使用のごみ袋は透明又は半透明のものを使う。
- 12 ごみ減量を始めとした脱炭素化に取り組む事業者に、取組内容を宣言してもらい「ゼロカーボンシティさがし推進パートナー」又は「食品ロスゼロ推進店」に登録し、事業所内のごみ減量等の周知徹底を図る。

#### 《行政》

- 1 てまえどりや3010運動の推進、食品ロス削減マッチングサービス「SAGAタベスケ」の展開など、食品ロス削減の実践行動を促す取り組みを行う。

- 2 市民及び事業者に対し、プラスチックの排出削減を目的としたマイバックやマイボトル持参の推進、使い捨て製品・過剰包装の自粛や見直しの普及啓発に努め、ごみの発生抑制を推進する。
- 3 環境学習施設である佐賀市エコプラザにおいて、3Rの推進、地球温暖化対策、自然環境の保全及びグリーン化推進戦略等に関する情報発信に努め、環境教育を推進する。
- 4 ごみ処理料金の適正化を図り、ごみの排出抑制を推進する。
- 5 一般家庭に対する生ごみ処理容器等の購入費補助を行い、ごみの減量を図る。
- 6 ごみステーションの維持管理活動や資源物回収団体の活動を積極的に呼びかけ、ごみの分別や資源の有効利用を促進する。
- 7 多量排出事業者に対してごみ減量化計画書の提出を求める。また、事業所訪問等を実施することにより、3Rに関する情報提供や具体的手法の提案に努める。
- 8 中古品・再生品及び環境配慮型製品の使用、グリーン購入の実施、また、再生品・環境配慮型製品の取扱店の公表等を実施し、普及啓発に努める。
- 9 家電リサイクル法及び資源有効利用促進法の円滑な実施のため、住民と小売業者への啓発を実施する。
- 10 循環型社会の確立に向け、佐賀市リサイクル工場での有効資源の回収を促進するとともに、再生品の利用・普及のための施策を積極的に実施する。
- 11 地域循環による事業系食品廃棄物のリサイクルルートを構築するために、食品リサイクルに関する情報収集に努めるとともに、必要に応じて排出者等への情報提供を行う。
- 12 事業者と連携し、ペットボトルや古着等の資源を地域で循環する仕組みづくりを推進し、ごみの減量を図る。
- 13 ごみの分別収集の更なる徹底及び指定袋制度の円滑な運用を図る。
- 14 ごみに対する意識の高揚を図るため、市報や各種リーフレット、ごみカレンダー・分別表、環境教育の一環とした小学4年生向け副読本等の作成配布、SNSやデジタルサイネージの活用等、積極的に広報・啓発活動を行う。
- 15 ごみ減量や資源化に積極的に取り組む事業者及び市民の活動内容等を広報する。

#### イ 再資源化の方法及び量

資源物、燃えないごみ及び粗大ごみの中から資源化できる紙類や金属類などを選別し資源化を図るとともに、焼却灰、廃食用油、剪定枝や草木類の資源化を推進する。また、食品廃棄物や陶器など、焼却処理や埋立処理を行っている廃棄物について、新たな再資源化の方法を研究し、リサイクルの高度化に努める。

(単位：トン)

区 分	方 法	令和8年度計画量
新聞・チラシ	選別・保管後、再生業者等に引き渡す。	787
雑誌・包装紙・その他紙類		765
ダンボール		487
布類		292
飲料用紙パック		6
金属類		783
缶類		411
ビン類	選別・保管後、指定法人等に引き渡す。	1,092
ペットボトル	選別・保管後、再生事業者に引き渡す。	486
廃食用油	高品質バイオディーゼル燃料を精製し、市営バス等の燃料に利用する。	110
プラスチック	選別・保管後、再生業者等に引き渡す。	40
焼却灰	選別・保管後、再生業者等に引き渡す。	5,160
剪定枝	チップを市民へ無償で提供する。	2
計		10,421

※缶類、ビン類は、(株)佐賀資源化センターで処理。

#### ウ 資源物回収団体奨励

平成8年度から回収量に応じた奨励金交付制度を実施している。

近年のペーパーレス化に加え、集団回収実施団体の担い手不足や民間回収業者を利用する市民の増加等により集団回収量が減少傾向にある。近年の回収量実績を考慮して、令和8年度計画量は780トンを目標とする。

#### エ 佐賀市廃食用油回収事業

廃食用油の再資源化を推進するために、スーパー等の小売店舗及び市の公共施設等に廃食用油回収ボックスを設置し、主に一般家庭から排出される廃食用油の回収を行うとともに、市立小中学校の学校給食、飲食店や食品事業者等から排出される廃食用油についても回収を行う。

令和8年度の回収計画量は、120,000リットルを目標とする。

#### オ 小型家電リサイクルの推進

レアメタル等含有量が多い小型家電から有用金属を取り出し再生利用することは、資源の確保と天然資源の消費の抑制に資するため、市の施設に持ち込まれた燃えないごみの中から小型家電をピックアップ回収し、有用金属の再資源化を推進する。

また、東京2020組織委員会が主催した「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」は終了したが、市民への意識啓発とリサイクル率の向上を目指し、携帯電話、スマートフォン、小型のデジタルカメラを対象としたボックス回収事業（アフターメダルプロジェクト）を継続実施する。

カ プラスチック分別リサイクル事業

プラスチック資源循環促進法の趣旨に基づき、令和9年度からの本格実施に向け、令和8年度は全市域で拠点回収方式によるモデル実証を行い、質の高いリサイクルを目指す。

(2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬量

(単位：トン)

区 分	収集方法	令和8年度計画量
家庭系ごみ	直 営	11,234
	委 託	31,439
事業系ごみ	許 可 業 者	16,782
計		59,455

イ 家庭系ごみ

区 分	収 集 方 法				備 考
	運搬主体	方式	形態	回数	
燃えるごみ	佐賀市 (直営・委託)	ステーション	定期	週2回	指定袋制
燃えないごみ	佐賀市 (委託)	ステーション	定期	月2回	指定袋制
資源物 (ビン・缶) (ペットボトル)	佐賀市 (直営・委託)	ステーション	定期	月2回	指定袋制
資源物 (紙・布類)	佐賀市 (直営・委託)	ステーション	定期	月2回	-
電池類	佐賀市 (委託)	ステーション	定期	月2回	
蛍光灯・体温計	佐賀市 (委託)	ステーション	定期	月2回	-
粗大ごみ	佐賀市 (委託)	戸別	定期	月1回	ステッカー
			臨時	随時	-
資源物(プラスチック)	佐賀市 (委託)	拠点	定期	週3~4回	公民館等

ウ 動物の死体

区 分	収 集 方 法				備 考
	運搬主体	方式	形態	回数	
動物の死体	市民	直接搬入	-	-	-

エ 事業系ごみ

区 分	収 集 方 法				備考
	運搬主体	方式	形態	回数	
事業系ごみ	事業主 (許可業者)	直接搬入 委託	—	—	—

オ 一般廃棄物（ごみ）処理業許可業者の状況

令和6年度において、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者（40業者）の許可車両は207台、市施設等への搬入量は17,037トンであり、これは本市のごみ直接搬入量の約28%を占め「一人あたりのごみ排出量」が全国平均を上回っている要因の一つとなっている。

なお、直営収集車両1台当たりの収集運搬可能量は、2.90トン/台、許可業者車両1台当たりの収集運搬可能量は、2.62トン/台であり、一般廃棄物収集運搬許可業者の能力は、収集体制等を考慮しても、以下のとおり、明らかに過剰な状態となっている。

区 分	収集対象	保有車両 (台)	収集量 (トン)	収集量 (トン/ 台・年)	収集量 (トン/ 台・日)
直営	家庭系ごみ	17	11,788	693	2.41
許可業者	事業系ごみ	207	17,037	82	0.29

※ 稼働日は287日として算出

カ 事業所への対応

現在、本市の許可業者は、市内約3,000事業所（令和7年3月末日時点における許可業者の申告による）からのごみを市の施設等に搬入している。

これら業者間の搬入量や収集・運搬を行う顧客（契約事業所）数は多様である。

多量排出事業所へは「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」の作成および提出や「廃棄物減量推進責任者」の選任を義務付けるとともに食品リサイクル、古紙リサイクルを推進している。

また、佐賀市清掃工場では、搬入ごみの全量検査やダンピング検査を実施し、違反があった場合、勧告書等を発行するなどにより区域外ごみの搬入防止や産業廃棄物の混入防止等の徹底を図る。

キ 一般廃棄物収集運搬業の許可について

新規での許可、いわゆる新規参入者への許可は、事業系一般廃棄物の収集及び運搬が、既存の許可業者の能力（業者数、許可車両の能力等）で十分対応できるものであり、現状で、新規の許可を与えることは、業者間の更なる過当競争を招き、廃棄物の不適切な搬入（分別の不徹底等）を引き起こす等、本計画に定める処理に支障をきたす可能性が高いことから、今後も引き続き見合わせる。

ク 許可車両の増車について

市内の事業所から排出されるごみの量は、既存の許可業者が現在所有する能力（車両保有台数等）にて十分対応できるものであり、原則、増車は認めない。

ただし、特段の事情等ある場合は、そのときの状況で判断する。

ケ 在宅医療廃棄物の適正処理について

近年、在宅医療の進展に伴い一般家庭からも点滴パックや注射針等の在宅医療廃棄物の排出量が増加しており、これらの在宅医療廃棄物の処理には、患者のプライバシーと作業員の安全に配慮した回収と処理の確保が必要となっている。このことから、在宅医療廃棄物の処理に当たっては、佐賀市医師会や薬剤師会等の医療機関等の協力のもと、注射針等針の付いたものについては医療機関又は薬局での回収とし、それ以外は市で収集を行い適正に処理する。

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

a 名 称 佐賀市清掃工場

所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2 3 6 9 番地

処理品目 燃えるごみ及び可燃粗大ごみ（燃えるもの）

燃焼方式 全連続ストーカ式焼却

処理能力 300トン/日（100トン/24h×3系列）

破砕機能力 7トン/日（投入箱・・・幅1.6m、高さ1.0m、長さ3.2m）

処理計画量 72,669トン

b 名 称 佐賀市リサイクル工場内不燃ごみ選別ライン、不燃性粗大ごみ破砕機及び不燃金属圧縮機

所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2 3 6 9 番地

処理品目 燃えないごみ及び粗大ごみ（燃えないもの）でスチール系粗大ごみでないもの

処理能力 13トン/日

処理計画量 2,584トン

c 名 称 佐賀市リサイクル工場内粗大金属圧縮機

所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2 3 6 9 番地

処理品目 粗大ごみ（燃えないもの）でスチール系粗大ごみ

処理能力 1.2トン/日

処理計画量 93トン

d 名 称 佐賀市リサイクル工場内ペットボトル減容梱包機

所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2 3 6 9 番地

処理品目 ペットボトル

処理内容 選別、圧縮減容及び梱包、保管

処理能力 2トン/日

処理計画量 567トン

e 名称 佐賀市リサイクル工場内資源物ストックヤード  
佐賀市リサイクル工場内紙類梱包機

所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬2369番地

処理品目 紙・布類

処理内容 選別、保管及び梱包

処理計画量 3,292トン

f 名称 佐賀市リサイクル工場内廃食用油再生プラント

所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬2369番地

処理品目 廃食用油（高品質バイオディーゼル燃料）

処理能力 720リットル／日

処理計画量 50,000リットル

#### イ 関連施設の概要

名称 株式会社佐賀資源化センター（第3セクター方式による法人）

所在地 佐賀市嘉瀬町大字十五2724番地1

処理品目 ビン・缶類

処理内容 選別、圧縮減容、保管

処理能力 20トン／5h

処理計画量 1,910トン

#### ウ 廃食用油の処理

一般家庭や事業者から排出される植物性の廃食用油を回収し、廃食用油再生プラントにおいて、新型のディーゼルエンジンに適応した高品質バイオディーゼル燃料を精製し、市営バス等の燃料として利用する再生事業を実施する。

#### エ 剪定枝等の処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正による、野外焼却の禁止に伴い、剪定枝や草木等の資源化を推進し、残ったものは市の施設で焼却する。

なお、これらを資源化する施設については、佐賀市清掃工場におけるチップ化施設と併せて民間事業者の活用を図る。

そこで、佐賀市が焼却処分している事業系を主体とした一時的に多量に排出される剪定枝や草木等の処分に限り、その主旨が環境基本計画に沿ったものであり、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の4（一般廃棄物処分業の許可の基準）に適合するものについては、一般廃棄物処分業の許可をすることとする。

また、災害に伴い発生した一般廃棄物を処理する際に必要と認められるものについては状況に応じて処分業の許可（臨時的許可を含む）を検討する。

a 名称 株式会社西村土木建設

所在地 佐賀市川副町大字南里1493番地

処理品目 一般廃棄物（草、木くず）

処理方法 破砕

処理能力 4.32トン/日

b 名称 佐賀衛研株式会社

所在地 佐賀市鍋島町大字蛸久286番地1、286番地5

処理品目 一般廃棄物（木くず）

処理方法 破砕

処理能力 38.7トン/日

c 名称 株式会社佐賀クリーン環境

所在地 佐賀市富士町大字上熊川690番地48

処理品目 一般廃棄物（木くず）

処理方法 破砕

処理能力 4.56トン/日

d 名称 株式会社ウッドライフ

所在地 佐賀市久保泉町大字上泉2808番地

処理品目 一般廃棄物（草、木くず）

処理方法 破砕

処理能力 2.75トン/日

#### オ 焼却残渣の資源化

燃えるごみの焼却残渣は、熔融処理し、熔融スラグやメタルとして資源化していたが、灰熔融設備は平成27年9月末に休止し、セメントの原料として資源化することとした。これにより、最終処分場の埋立量を大きく削減する。

#### (4) 中継基地

ア 名称 佐賀市清掃工場南部中継所

イ 所在地 佐賀市川副町大字犬井道5727番地

ウ 機能 主に家庭系ごみを受け入れ、一時的に仮置きした後、中間処理施設へ収集運搬する。また、許可業者による搬入は認めず、多量の事業系ごみの搬入を規制する。

#### (5) 最終処分計画

##### ア 最終処分場の概要

名称 佐賀市一般廃棄物最終処分場

所在地 佐賀市嘉瀬町大字十五新地籠内

埋立開始 昭和56年10月

埋立地面積 146,400平方メートル（第1工区～第3工区）

全埋立容量 450,900立方メートル（第1工区～第3工区）

埋立方法 セル方式

浸出水処理能力 200立方メートル/日

浸出水処理方式 沈砂池＋流入調整槽＋生物処理＋物理処理＋消毒

埋立計画（令和8年2月28日現在）

全埋立容量 450,900立方メートル

埋立処分量 379,003立方メートル

残余容量 71,897立方メートル

年間埋立処分量 2,342立方メートル（焼却残渣不燃等）

## 【生活排水処理実施計画】

### 1 生活排水の排出状況及び処理主体

本市における生活排水の処理主体別人口を推計し、処理体制を確保する。

(令和8年9月30日の推計)

区分	人口(人)	種類
1 水洗化・生活雑排水処理人口		
(1) 公共下水道 (特定環境保全公共下水道含む)	174,649	生活排水 (し尿・生活雑排水)
(2) 合併処理浄化槽	20,587	生活排水 (し尿・生活雑排水)
(3) 農業集落排水	5,130	生活排水 (し尿・生活雑排水)
2 水洗化・生活雑排水未処理人口		
(1) 単独処理浄化槽	9,343	し尿
3 非水洗化人口		
(1) し尿	15,854	し尿

### 2 一般廃棄物(し尿)処理について

本市の区域において排出されるし尿及び浄化槽汚泥等の処理方法(収集運搬区域、処理等)については、次の表に掲げる区域の区分に応じ、それぞれの処理方法において行う。

区 域	処 理 方 法
佐賀地区、諸富町、 富士町、川副町、東与賀町	佐賀市衛生センターに搬入し、公共下水道に投入するための前処理を実施 (中間処理及び最終処分は実施しない。)
大和町、久保田町	クリーンセンター天山に搬入し、処理を実施 (以下「天山」という。) ※脱水汚泥は委託処理施設
三瀬地区	三神地区汚泥再生処理センターに搬入し、処理を実施 (以下「三神」という。)

### 3 一般廃棄物発生量の見込み

#### ア 佐賀地区、諸富町、富士町、川副町及び東与賀町

区 分	令和8年度計画量	搬 入 施 設
し 尿	12,340 kℓ	佐賀市衛生センター
浄化槽汚泥	14,460 kℓ	
農集排汚泥	880 kℓ	

農集排汚泥 (脱水汚泥)	80 t	委託処理施設
-----------------	------	--------

イ 大和町及び久保田町

区 分	令和8年度計画量	搬 入 施 設
し 尿	4,200 kl	クリーンセンター天山
浄化槽汚泥	8,960 kl	
農集排汚泥	460 kl	
農集排汚泥 (脱水汚泥)	72 t	委託処理施設

ウ 三瀬地区

区 分	令和8年度計画量	搬 入 施 設
し 尿	440 kl	三神地区汚泥再生センター
浄化槽汚泥	1,300 kl	

4 一般廃棄物の処理主体及び処理形態

(1) 処理主体

ア 佐賀地区、諸富町、富士町、川副町及び東与賀町

区 分	収集・運搬	中間処理	最終処分
し 尿	市（委託・許可）	—	—
浄化槽汚泥	市（委託・許可）	—	—
農集排汚泥	市（委託）	—	—
農集排汚泥 (脱水汚泥)	市（委託）	市（委託）	市（委託）

※佐賀市衛生センターでは、公共下水道に投入するための前処理だけを行い、中間処理及び最終処分は実施しない。

イ 大和町及び久保田町

区 分	収集・運搬	中間処理	最終処分
し 尿	市（許可）	天山	天山
浄化槽汚泥	市（委託・許可）	天山	天山
農集排汚泥	市（委託）	天山	天山
農集排汚泥 （脱水汚泥）	市（委託）	市（委託）	市（委託）

ウ 三瀬地区

区 分	収集・運搬	中間処理	最終処分
し 尿	市（許可）	三神	三神
浄化槽汚泥	市（委託・許可）	三神	三神

(2) 処理形態（中間処理及び最終処分）

ア 佐賀地区、諸富町、富士町、川副町及び東与賀町

区 分	処 理 方 法		備 考
	中間処理	最終処分	
し 尿	—	—	佐賀市衛生センターでは、公共下水道に投入するための前処理だけを行い、中間処理及び最終処分は実施しない。
浄化槽汚泥	—	—	
農集排汚泥	—	—	
農集排汚泥 （脱水汚泥）	委託	委託	委託処理施設で堆肥化

イ 大和町及び久保田町

区 分	処 理 方 法		備 考
	中間処理	最終処分	
し 尿	天山直営	天山直営	焼却後、堆肥化
浄化槽汚泥	天山直営	天山直営	
農集排汚泥	天山直営	天山直営	
農集排汚泥 (脱水汚泥)	委託	委託	委託処理施設で堆肥化

ウ 三瀬地区

区 分	処 理 方 法		備 考
	中間処理	最終処分	
し 尿	三神直営	三神直営	脱水汚泥は堆肥化 し渣は委託処理施設で処理
浄化槽汚泥	三神直営	三神直営	

(3) 自家処分

し尿については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の規定に基づき、生活環境の保全上支障のない方法でなければ、自家処分をしてはならない。

5 処理計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥の排出抑制

し尿及び浄化槽汚泥の排出を公共下水道等の整備により抑制する。

(2) 収集・運搬計画

自ら処分しないし尿等については、一般廃棄物（し尿）処理計画に従い当該し尿等を適正に処理できるように協力しなければならない。

し尿等の収集運搬方法、収集地区割は、原則として現行どおりとする。

ア 収集・運搬

(ア) 佐賀地区、諸富町、富士町、川副町及び東与賀町

区 分	収 集 方 法		備 考
	主体	収集回数	
し 尿	市（委託・許可）	原則として月1回	戸別
浄化槽汚泥	市（委託・許可）	原則として年1回以上	戸別
農集排汚泥	市（委託）	随時	
農集排汚泥 (脱水汚泥)	市（委託）	随時	

(イ) 大和町及び久保田町

区 分	収 集 方 法		備 考
	主体	収集回数	
し 尿	市（許可）	原則として月 1 回	戸別
浄化槽汚泥	市（委託・許可）	原則として年 1 回以上	戸別
農集排汚泥	市（委託）	随時	
農集排汚泥 （脱水汚泥）	市（委託）	随時	

(ウ) 三瀬地区

区 分	収 集 方 法		備 考
	主体	収集回数	
し 尿	市（許可）	原則として月 1 回	戸別
浄化槽汚泥	市（委託・許可）	原則として年 1 回以上	戸別

(エ) 関連施設

① 富士町

名称 富士町し尿・浄化槽中継槽

所在地 佐賀市富士町大字上熊川 2 0 6 4 番地 3 地先

貯留量 6 0 立方メートル、5 0 立方メートル

② 三瀬地区

名称 三瀬村し尿・浄化槽中継槽

所在地 佐賀市三瀬村 2 9 6 5 番地

貯留量 1 0 0 立方メートル、6 0 立方メートル

※備考 し尿の収集区域は別表 1、

浄化槽汚泥等の収集区域は別表 2 のとおりとする。

イ 一般廃棄物（し尿）処理業許可業者の状況

区 分	許可業者数	許可台数
し 尿	9 者	5 4 台 (バキューム車、清掃車等)
浄化槽汚泥	8 者	

ウ 一般廃棄物（し尿）収集運搬業の許可について

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、既存の許可業者の能力（業者数、許可車両の能力等）で十分対応できていることから、新規の許可、いわゆる新規参入者への許可は今後も引き続き見合わせる。

エ 許可車両の台数について

下水道の整備等によりし尿等の収集量が減少してきていることから、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）に

基づく合理化事業計画の策定及び実施を継続して行っており、その計画では許可車両台数の適正化を目標として掲げている。

現状では、既存の許可業者が所有する能力（車両保有台数等）で十分収集運搬業務に対応できているため、原則として許可車両の増車は認めない。

ただし、特段の事情等ある場合は、そのときの状況に応じて判断する。

### (3) 中間処理計画

#### ア 処理施設の概要

##### (ア) 佐賀地区、諸富町、富士町、川副町及び東与賀町

中間処理を行わず、前処理のみを実施

(参考：下水道施設)

名 称 佐賀市衛生センター【し尿等前処理施設】  
所在地 佐賀市巨勢町大字牛島528番地  
処理能力 72キロリットル／日

##### (イ) 大和町及び久保田町

名 称 クリーンセンター天山  
所在地 小城市牛津町勝861番地  
処理能力 180キロリットル／日  
(し尿169.4キロリットル／日、  
浄化槽汚泥10.6キロリットル／日)  
処理方法 標準脱窒素処理方式及び高度処理  
放流先 牛津川

##### (ウ) 三瀬地区

名 称 三神地区汚泥再生処理センター  
所在地 神崎市千代田町柳島1290番地  
処理能力 139キロリットル／日  
(し尿40キロリットル／日、  
浄化槽汚泥83キロリットル／日、  
農業集落排水汚泥16キロリットル／日)  
処理方法 膜分離高負荷脱窒素処理及び高度処理  
放流先 鯉江川

### (4) 最終処分計画

##### (ア) 佐賀地区、諸富町、富士町、川副町及び東与賀町

市では、一般廃棄物（し尿等）は、公共下水道に投入するため、最終処分は実施しない。

## し尿収集運搬許可業者地区割り表

市…佐賀市衛生センター（26-7302） 委託先：昭和メンテナンス（30-7288）  
 佐…株式会社 佐賀衛生社（23-7848）  
 昭…株式会社 昭和メンテナンス（30-7288）  
 朝…有限会社 朝日産業（23-5594）  
 神…神代 利勝（33-3939）  
 蓮…有限会社 蓮池衛研工業（44-4111）  
 ヤ…ヤマトカンキョウ 株式会社（62-0059）  
 天…有限会社 天山環境開発工業（66-1356）  
 南…株式会社 南部環境衛生センター（45-0536）

ア	愛敬町…佐 赤松町…昭 朝日町…朝 伊勢町…佐 今宿町…神 駅前中央一丁目～三丁目…昭 駅南本町…佐 大財一丁目～六丁目…佐 大財北町…佐 鬼丸町…昭 卸本町…佐
カ	開成一丁目～六丁目…佐 嘉瀬町…佐 神園一丁目～三丁目…昭 神園四丁目～六丁目…佐 川副町…南 川原町…佐 北川副町…朝 木原一丁目～三丁目…朝 金立町大字金立、大字薬師丸…昭 金立町大字千布のうち金立団地…昭 金立町大字千布のうち金立団地以外…佐 久保泉町大字川久保、大字上和泉…佐 久保泉町大字下和泉…神 久保田町…天 神野西一丁目～四丁目…昭 神野東一丁目～四丁目…昭 巨勢町…佐 呉服元町…佐 紺屋町…朝
サ	材木一丁目…昭 材木二丁目…朝 栄町…昭 道祖元町…佐 下田町…佐 昭栄町…昭 城内一丁目、二丁目…昭 白山一丁目、二丁目…佐 新栄西一丁目、二丁目…佐 新栄東一丁目～四丁目…佐 新郷本町…朝 新生町…佐 新中町…佐 末広一丁目、二丁目…佐 成章町…佐
タ	高木町…昭 高木瀬町…昭 高木瀬団地…昭 高木瀬西一丁目～六丁目…昭 高木瀬東一丁目～六丁目…昭 田代一丁目、二丁目…朝 多布施一丁目、二丁目、四丁目…昭 多布施三丁目…朝 中央本町…佐 天神一丁目…佐 天神二丁目、三丁目…昭 天祐一丁目、二丁目…佐 天祐団地…佐 唐人一丁目、二丁目…佐
チ	中折町…佐 長瀬町…昭 中の小路…佐 中の館町…昭 鍋島町…佐 鍋島一丁目～六丁目…佐 西魚町…佐 西田代町…佐 西田代一丁目、二丁目…佐 西与賀町…佐
ハ	蓮池町…市 八幡小路…佐 八丁畷町…昭 東佐賀町…昭 東与賀町…南 光一丁目～三丁目…佐 日の出一丁目、二丁目…昭 兵庫町…佐 兵庫北一丁目～七丁目…佐 兵庫南一丁目～四丁目…佐 富士町…天 堀川町…佐 本庄町大字鹿子…佐 本庄町大字末次、大字袋…昭 本庄町大字正里、大字本庄のうち県道東与賀佐賀線以西…佐 本庄町大字正里、大字本庄のうち県道東与賀佐賀線以东…昭
マ	松原一丁目～三丁目…佐 松原四丁目…昭 水ヶ江一丁目、三丁目、五丁目…佐 水ヶ江二丁目、四丁目、六丁目…朝 三瀬地区…天 緑小路…佐 南佐賀一丁目～三丁目…朝 諸富町…蓮
ヤ	八戸一丁目…昭 八戸二丁目…佐 八戸溝一丁目～三丁目…佐 柳町…昭 大和町…ヤ 与賀町…昭
ラ	六座町…佐
ワ	若楠一丁目～三丁目…昭 若宮一丁目、二丁目…朝 若宮三丁目…昭

## 浄化槽汚泥収集運搬許可業者地区割り表

佐…株式会社 佐賀衛生社 (23-7848)  
 昭…株式会社 昭和メンテナンス (30-7288)  
 朝…有限会社 朝日産業 (23-5594)  
 蓮…有限会社 蓮池衛研工業 (44-4111)  
 ヤ…ヤマトカンキョウ 株式会社 (62-0059)  
 天…有限会社 天山環境開発工業 (66-1356)  
 南…株式会社 南部環境衛生センター (45-0536)

ア	愛敬町…佐 赤松町…昭 朝日町…朝 伊勢町…佐 今宿町…朝 駅前中央一丁目～三丁目…昭 駅南本町…佐 大財一丁目～六丁目…佐 大財北町…佐 鬼丸町…昭 卸本町…佐
カ	開成一丁目～六丁目…佐 嘉瀬町…佐 神園一丁目～三丁目…昭 神園四丁目～六丁目…佐 川副町…南 川原町…佐 北川副町…朝 木原一丁目～三丁目…朝 金立町大字金立、薬師丸…昭 金立町大字千布のうち金立団地…昭 金立町大字千布のうち金立団地以外…佐 久保泉町…佐 久保田町…天 神野西一丁目～四丁目…昭 神野東一丁目～四丁目…昭 巨勢町…佐 呉服元町…佐 紺屋町…朝
サ	材木一丁目…昭 材木二丁目…朝 栄町…昭 道祖元町…佐 下田町…佐 昭栄町…昭 城内一丁目、二丁目…昭 白山一丁目、二丁目…佐 新栄西一丁目、二丁目…佐 新栄東一丁目～四丁目…佐 新郷本町…朝 新生町…佐 新中町…佐 末広一丁目、二丁目…佐 成章町…佐
タ	高木町…昭 高木瀬町…昭 高木瀬団地…昭 高木瀬西一丁目～六丁目…昭 高木瀬東一丁目～六丁目…昭 田代一丁目、二丁目…朝 多布施一丁目、二丁目、四丁目…昭 多布施三丁目…朝 中央本町…佐 天神一丁目…佐 天神二丁目、三丁目…昭 天祐一丁目、二丁目…佐 天祐団地…佐 唐人一丁目、二丁目…佐
ナ	中折町…佐 長瀬町…昭 中の小路…佐 中の館町…昭 鍋島町…佐 鍋島一丁目～六丁目…佐 西魚町…佐 西田代町…佐 西田代一丁目、二丁目…佐 西与賀町…佐
ハ	蓮池町…朝 八幡小路…佐 八丁畷町…昭 東佐賀町…昭 東与賀町…南 光一丁目～三丁目…佐 日の出一丁目、二丁目…昭 兵庫町…佐 兵庫北一丁目～七丁目…佐 兵庫南一丁目～四丁目…佐 富士町…天 堀川町…佐 本庄町大字鹿子…佐 本庄町大字末次、大字袋…昭 本庄町大字正里、大字本庄のうち県道東与賀佐賀線以西…佐 本庄町大字正里、大字本庄のうち県道東与賀佐賀線以东…昭
マ	松原一丁目～三丁目…佐 松原四丁目…昭 水ヶ江一丁目、三丁目、五丁目…佐 水ヶ江二丁目、四丁目、六丁目…朝 三瀬地区…天 緑小路…佐 南佐賀一丁目～三丁目…朝 諸富町…蓮
ヤ	八戸一丁目…昭 八戸二丁目…佐 八戸溝一丁目～三丁目…佐 柳町…昭 大和町…ヤ 与賀町…昭
ラ	六座町…佐
ワ	若楠一丁目～三丁目…昭 若宮一丁目、二丁目…朝 若宮三丁目…昭